

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富谷市長 若生 裕俊

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 富谷市 (04216) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 富谷全域 (富谷・一ノ関・二ノ関・三ノ関・志戸田・穀田・大童・今泉・大亀・石積・明石・西成田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月26日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

富谷市は仙台市に隣接し昭和50年頃より住宅地が多く開発され、現在もなお、新たな住宅地の供給が進められている。
 農家はその地域の特性から、富谷市の世帯数20,562戸のうち、農業経営体227(専業16%・兼業84%)農業従事者200人、平均年齢71歳であり、市内の約1%である。(2020農業センサスより)
 地域農業では兼業農家であるが故に、農業後継者不在や労働力不足、農業従事者の高齢化が進んでいるが、自宅付近の自家消費程度の農地は、自作地として活用されていることが多い。
 圃場整備された農地は主に水稲であり、農業用機械の所有しない非農家は比較的担い手への集積が進んでいるが、担い手側も労働力不足と高齢化のため規模拡大に限界がある。
 不形成地などの条件の悪い農地では、農業を取り巻く社会情勢(減反や米価下落、原油高騰、飼料高騰)や環境(獣害)により、作業コストなどの採算が合わず、引き受け手がいないため休耕田となり、そのまま耕作放棄地に発展している農地も少なくない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市では基幹農業の水稲を中心に、高収益作物への転作や、本市を代表する特産品のブルーベリーや養蜂事業によるハチミツに続く、新たな果樹の推進に取り組み、新商品づくりなどによる付加価値の向上により高収益農業を目指していく。

【具体的な取り組み】

- ・水稲については、地域の担い手が中心となり、効率的に安定した農業経営とするため、圃場の大区画化を図り集約化に取り組む。また、消費者の多様なニーズ(市場評価の高いと推測される品種や環境保全米への取組みなど)に対応した水稲栽培により「売れる米」を目指す。また主食用米に加え、飼料生産組合や集落営農組織、認定法人が中心となり、飼料用米や大豆などの高収益な集団転作に取り組む。
- ・畑作については、都市近郊の立地条件を活かした産直や直売を目指し、直売組織や認定法人、新規就農者が中心となり、地域振興作物のネギやほうれん草、高収益作物の野菜に取り組む。
- ・市の特産品のブルーベリーやハチミツについては、ブルーベリー生産組合やNPO法人、地域おこし協力隊が中心となって取り組み、直売等でブランド化や販売の強化を図っていく。
- ・地産地消を盛り上げていくため、新規就農者や法人参入や農業支援の専門家によるアイデア等を取り入れ、今後の農業の展開や可能性により盛り上げていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 505 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 345 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 160 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地約345haは水稻を主とし農業上の利用を図る区域として位置づける。
それ以外の農地は、農業関連地域として保全管理を行う区域とする。

【具体的な取り組み】

市で取り組む養蜂事業の蜜源となる景観作物のひまわりなど、地域住民の理解や協力を経て植え、農地の保全管理に取り組む。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

地域計画の目標地図に基づいて集積・集約化を進めていく。

【具体的な方針】

- ・分散農地をまとめて中心的な担い手と地権者で協議し集積・集約化を進める。
- ・非農家の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手と出し手の農家で協議し、対象農地を農地中間管理機構に貸付する
- ・利用権設定期間の満了農地は、積極的に農地中間管理機構に貸付する
- ・農地中間管理機構の推進により集積・集約化による協力金等のメリットを活用し、基盤整備等を図る

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・既整備区域内の施設の老朽化が進んでいるので、再整備等については土地改良区を中心に検討していく。
- ・農業生産効率(草刈りや水管理など)の向上を図るため、今後も農業を推進していく農地は用排水や農道の整備、農地の大区画化など、栽培条件に対応した整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域の営農継続のため、新規就農者の受入れや認定農業者を地域で育成し、地域を担う「担い手」を確保する。
- ・新規就農者が参入しやすい環境作りや、地域おこし協力隊の移住定住により農業者を増やす。
- ・学校や地域教育において農業の魅力や、農業の必要性を学ぶなど、農業に関する興味や関心を持つよう取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応するため、営農活動の外部委託など様々なサービスを活用しながら経営の継続や効率化を図る。
- ・効率的な営農に必要な支援に活用できる補助金など、行政と協力しながら有効に活用していく。
- ・新規就農者確保に向けコンサル等も活用し、農業経営をサポートできるような取り組みなど積極的に推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|--|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①・イノシシ等侵入防止のため、引き続き物理柵を地域で協力し設置や管理を行う。
・実施隊員も高齢化が進んでいるので、若手の育成や技能継承に力を入れていく。
- ⑦継続的な農業を営むため、引き続き集落内の草刈りや水路、農道の維持管理などの共同活動に取り組む。
- ⑧農業用施設の老朽化が進んでいるので、持続可能な産地育成を図るため長寿命化に向け検討していく。
- ⑨・農業関連地域については、その地区を守っていくため、地域や集落で最適な土地利用の方法を検討していく。
・地域に合った遊休農地の活用事例等を参考にするなどして、今後の在り方を考えていく。
・農作物の収益性や販売手法など農業者への意識醸成のためマーケティング講習会などを活用する。